

2-2

住戸専用部分

- ① 玄関・ホール
- ② 便所
- ③ 浴室
- ④ 洗面・脱衣室
- ⑤ 主寝室
- ⑥ その他の居室
- ⑦ 居間・食事室・台所
- ⑧ 収納
- ⑨ バルコニー
- ⑩ 一般住戸平面（基本仕様）
- ⑪ 車いす乗用者向け住戸平面

玄関・ホール

北海道UD公営住宅整備指針 1-2 ①

【基本的な考え方】

これまで、玄関の上がり框は靴を脱ぐ習慣から段差を許容してきましたが、車いす利用者や高齢者への安全かつ使いやすさを考え段差を設けないこととしています。また、車いす利用者の乗り降り・乗り換え、靴の履き替えのための椅子スペース、ベビーカーの乗り入れなどを想定した広さを確保しています。

くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差5mm以下とする
共用部分の無い住棟における住戸玄関部分等の外部段差は最小限とする

玄関扉の下枠は床見切タイプとし段差を解消する共用部分の無い住棟における住戸玄関部分等の外部段差を設けない



床見切による段差解消



下足箱の高さは900mm程度を基本とし、上端部を掴みやすい形状として手すりと兼用できるようにする
下部に靴を収納できる高さ150mm以上の空間を設ける

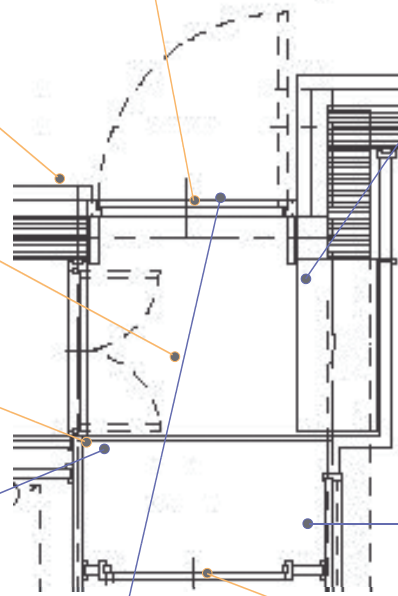


防犯性を考慮し、扉を開けずに訪問者を確認できるようにインターホンを設置する

車いすの使用に支障ない寸法として、有効幅780mm以上のスペースを確保する

靴の履き替え時の立上りと座込み補助のため、履き替え線付近に縦手すり位置を想定した下地補強を行う

段差を解消するため、上がり框は床見切り程度とする（段差は20mm以下）



高齢者等の靴の履き替えのための椅子スペース、ベビーカー・車いす等の収納スペース、下足箱の追加スペースを設ける



居室側に扉を設ける場合は、玄関・ホールスペースとして最低1,500mmの奥行を確保する



子どもの目線でも覗くことのできる高さにドアスコープを追加で設け、設置箇所を2カ所とする。

ドアスコープの写真
(玄関ドア姿図)

便所

北海道UD公営住宅整備指針 1-3 ②

【基本的な考え方】

便所は一日に何度も利用する空間として、また、自立した生活や在宅介護の観点からも重要なポイントです。できる限り自力で対応でき、安全で使いやすく介助しやすい広さを確保する配慮をしています。また、ブースを外し洗面・脱衣室との一体利用を可能にすることによって、多様な使い方に対応することとしています。

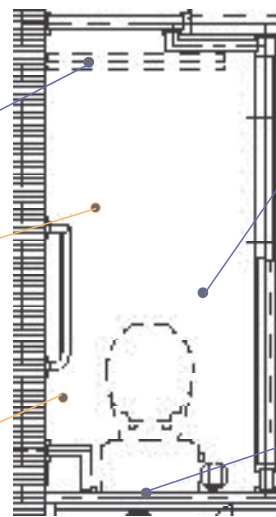
車いすから便器への移乗が容易であるため、側方入りのほうが前方入りよりも車いすや介助による利用がしやすい

洗面脱衣室と一体に使用できるように、仕切り戸は取り外しできるように計画し、車いす使用者の使い勝手を向上させる

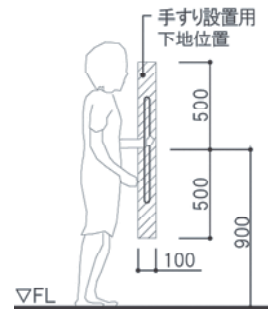
側方入りの便器側方寸法は介助スペースとして有効500mm以上を確保する

便器長辺内法寸法は介助用車いすの寄り付きを考慮し有効1,300mm以上とする

【便器側方入りタイプ】



立ちすわりの動作から、手すり設置壁と便器中心までの距離は450mmとする



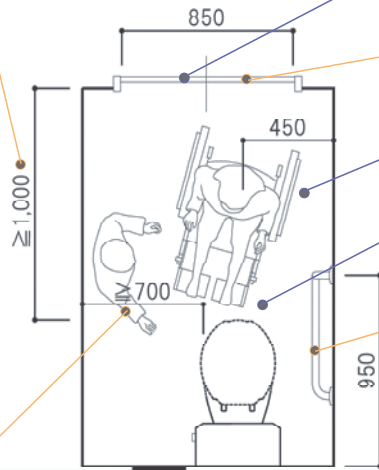
L型手すりを設置しない側の便器背面の壁に手すり用壁下地補強を行う

建具は室内照明の点灯状況がわかる小窓付きとする

【便器前方入りタイプ】



仕切り戸を取り外し広く使用



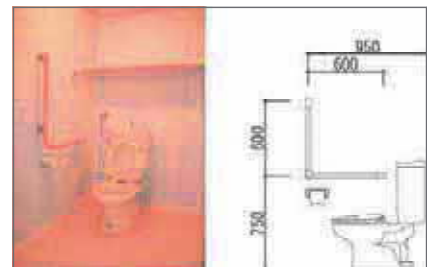
床段差は設けない

耐水性、防滑性に優れた床仕上げとする

便器座面高さは400mm程度とする

手すりは、立ちすわり及び便器着座時の姿勢保持用として、片側にL型600mm×600mmを設置する

前方入りの便器の便所の場合、介助者が車いすの脇に回り込むことができるよう、側方入りに比べて便器側方により広い空間を確保することが有効
※便所内に十分な広さを確保することで、子育て世帯にとっても、おまるを設置するなど、トイレトレーニング等に使いやすい空間となる

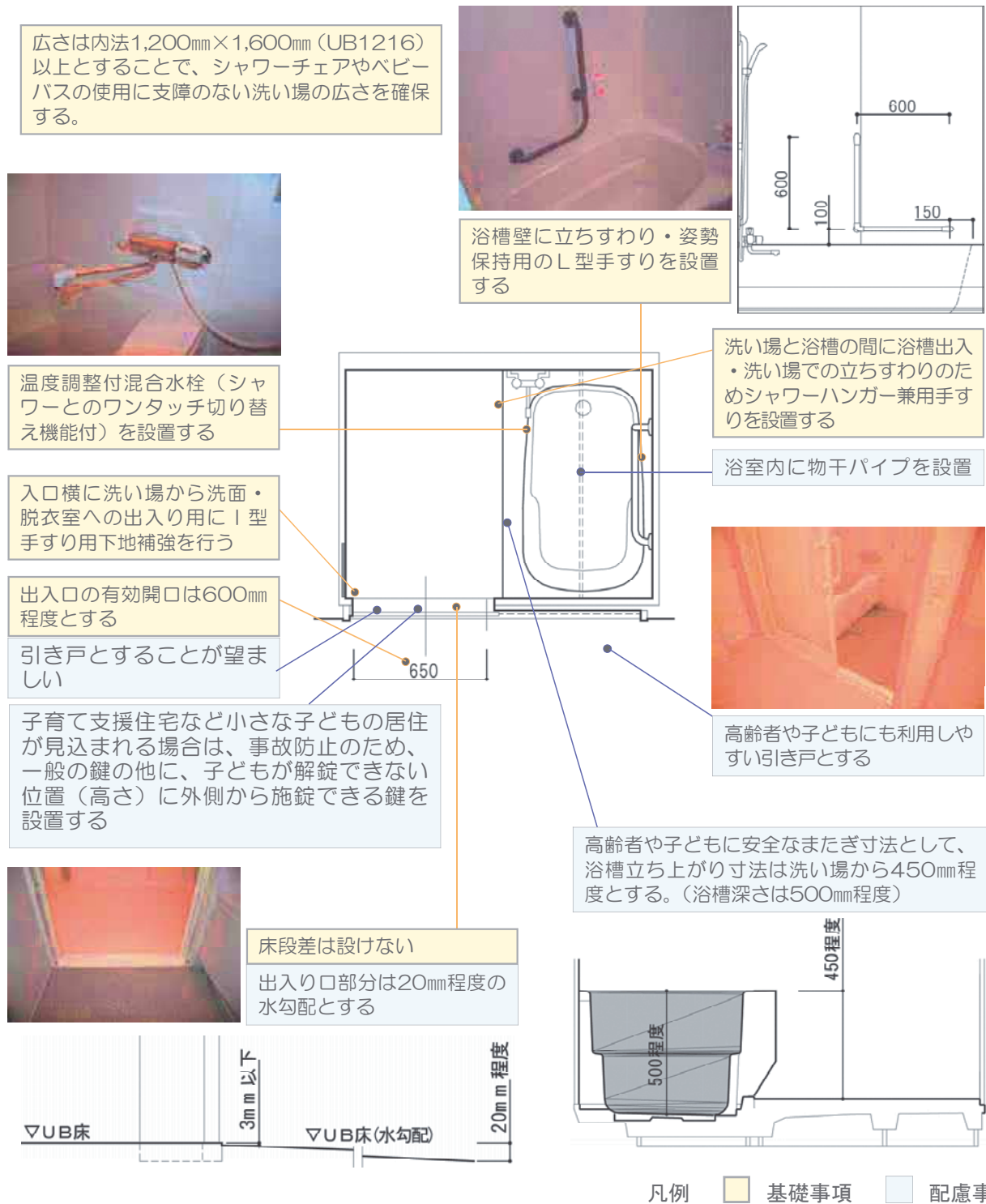


浴室

北海道UD公営住宅整備指針 1-4 ③

【基本的な考え方】

浴室は床が滑るので高齢者や子どもが転倒する事故が多い場所であるため、浴槽内での立ちすわり、入浴の補助として手すりの設置や段差解消など安全対策に十分留意することとしています。また、介護性にも配慮した広さの確保と設備などの対応を行うこととしています。



洗面・脱衣室

北海道UD公営住宅整備指針 1-5 ④

【基本的な考え方】

洗面・脱衣といった生活動作を行う洗面・脱衣室は、安全で使いやすいことが望めます。

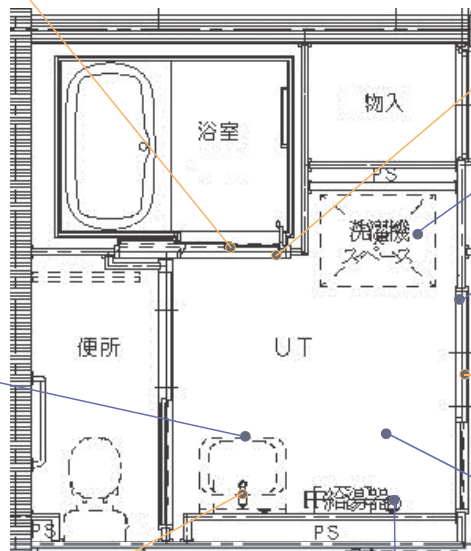
高齢者や子ども・車いす利用者等でも無理なく使うことができる設備機器などの選定に配慮し、また、浴室や便所への動線にもなるため、移動がしやすく介助しやすい広さを確保することとしています。

介助用車いすからシャワーチェアへの乗り換え、シャワーチェアでの移動が可能寸法として有効幅780mmを確保し、介助用車いすの使用等に支障の無いものとする



座って使用できるように洗面台下部を開放できる仕様とする
洗面ボールの高さは750mm程度とする

水栓は、力の弱い人でも使いやすいシングルレバー混合栓を採用する



浴室出入口横に姿勢保持のための縦手すり用下地補強を行う

800mm×600mmの洗濯機置場スペースを確保する

内部の明かりがわかる小窓付建具とする

床段差は設けない

耐水性・防滑性に配慮した床仕上げとする

移動や器具使用に支障が起きない場所に給湯器を設置する

便所の建具を取り外せるように計画することで、便所が洗面脱衣室と一体的に利用でき、車いすでの便器への移乗や洗面台への寄り付きが容易になるとともに、十分な介助スペースが確保できる



凡例 基礎事項 配慮事項

主 寝 室

[基本的な考え方]

主寝室は、住まい手の家族構成や生活状況によって、多様な使われ方が想定されます。

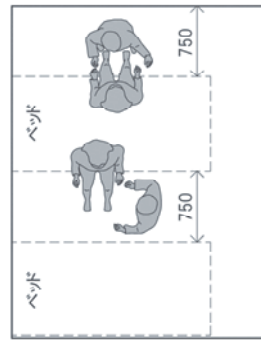
障がいや身体機能の低下などにより見守りや介助が必要となった際にも、同居家族による同室就寝が可能となるよう、ベッド2台を置いた場合でも、三方介護が可能な広さを確保することとしています。

室内有効内法面積9㎡以上とし、主寝室にベッド2台を設置し必要な介助スペースが確保できること
ただし、隣室との建具を開放して一体的に使用可能にする場合を含む

寝室内に2台のベッドを置くことを想定する場合には、内法2,850mm×3,500mm程度することが望ましい



介助用車いすがベッドの横に寄り付き、介助者がベッドへの以上を手助けするために、ベッドの横に750mmの通路が必要です。



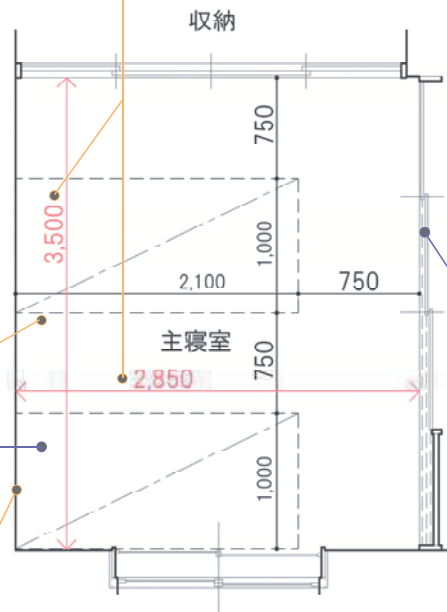
ベッドは位置を想定し、その周囲に750mmの介助スペースを確保



単身者の場合でも、持ち込み家具を想定しベッドの周囲に750mmのスペースを確保



若年夫婦を想定し、乳幼児等と同室の場合でも、ヘビーベッドを置けるスペースを確保

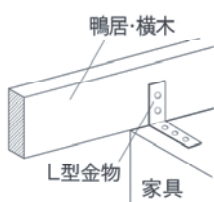


床段差は設けない

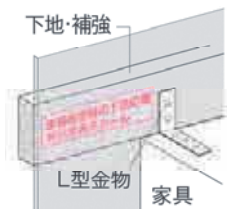
ベッド設置に適する洋室とする

家具の転倒防止用金物が取り付けられるようにする

入居者の多様な住まい方に対応するため、LDKとの間は部屋の一体利用が可能なように、広く開放できる建具とする



鴨居・横木にL型金物で固定



固定可能な下地等の位置を明示



その他の居室

⑥

【基本的な考え方】

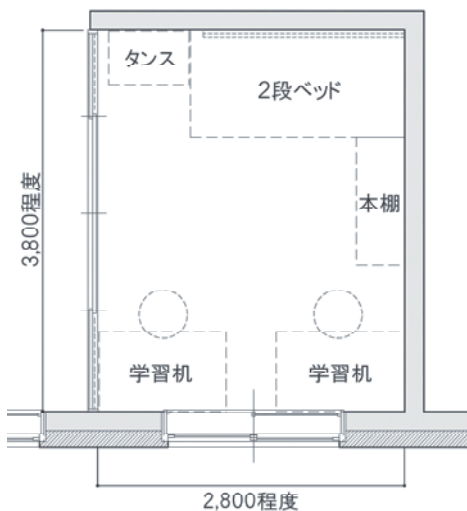
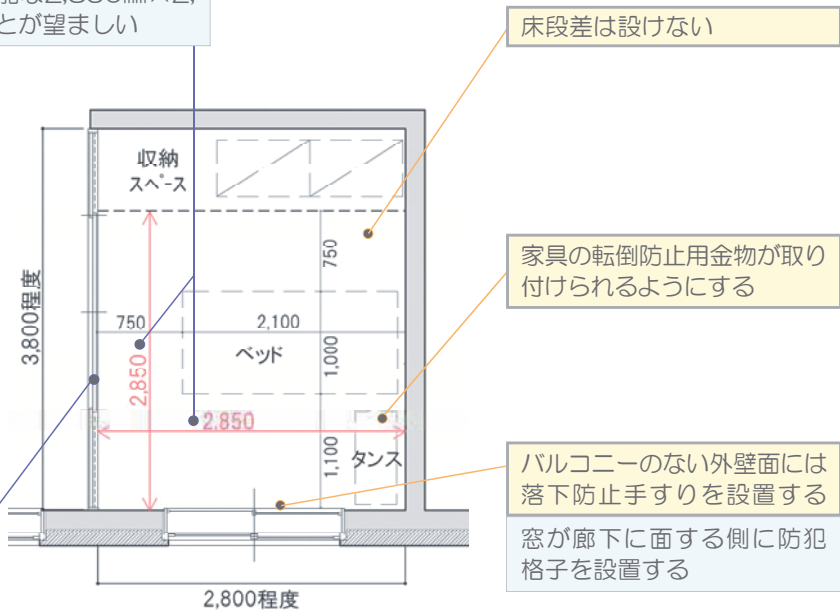
主寝室同様に、家族構成などによって、様々な使われ方が想定されますが、最低限、プライベートな空間として自活が可能な広さを確保する配慮が必要です。また、子ども2人部屋・介護居室としても利用できる広さの確保に配慮することとしています。

主寝室以外に居室が2室ある場合は、将来的に介護が必要になった場合も想定して、1室はベッド1台を置いても、三方介護が可能な2,850mm×2,850mmの内法寸法を確保することが望ましい



間口と奥行きのバランスが悪いとベッドを置くと机などのスペースが確保できません。

居間に隣接する室は、居間との一体利用が可能ないように開放性のある建具とすることが望ましい



子供2人部屋のレイアウト



ベッド・机・本棚のレイアウト

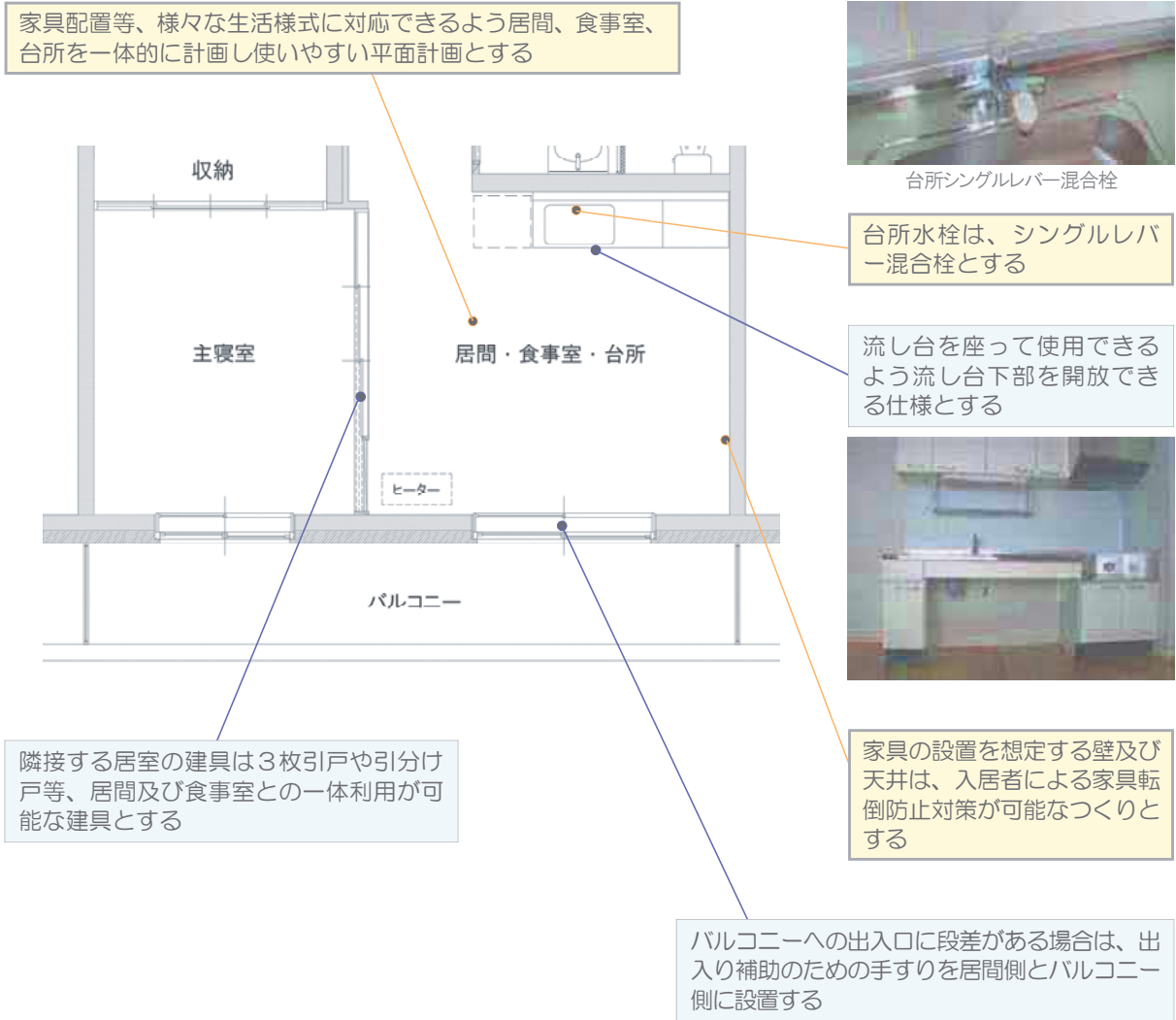
凡例 基礎事項 配慮事項

居間・食事室・台所

北海道UD公営住宅整備指針 1-7 ⑦

〔基本的な考え方〕

生活の中心となる居間・食事室は、動きやすさや家具配置を考慮し、凹凸のない平面形態とするとともに、多様な家族構成や住まい方に柔軟に対応するため、隣接する居室との一体利用ができるよう配慮しています。また、いすに座って調理ができる流し台の採用や採光の確保など快適性への配慮をしています。



建具を開放して居間と一体的に使用



建具を一部固定し個室として使用



建具を固定

凡例 □ 基礎事項 □ 配慮事項

収 納

北海道UD公営住宅整備指針 1-8 ⑧

【基本的な考え方】

奥行きの深すぎる収納は、無理な体勢になり高齢者などには使いにくく物が置けない場合があることから、できるだけ多くの人にとって使いやすい寸法を確保します。

主寝室の収納奥行は布団が3枚折りで収納できる有効750mmを確保する

日常の使い勝手に配慮した広さ、形状とする

収納を設けずに家具の配置などを想定する収納スペースを計画し、多様な使い勝手に対応する（家具は固定できるようにする）

建具を設置する場合は引き戸とする等、身体状況にかかわらず使用しやすい形状とする

棚板は、高齢者や子どもなどの使いやすさ・安全性に配慮し、設置位置・高さを決める

その他の寝室の収納の奥行はハンガー、既製収納品が置ける有効奥行500mm以上を確保する



可動収納を採用している事例

凡例 基礎事項 配慮事項

バルコニー

⑨

[基本的な考え方]

バルコニーは避難上重要な通路であると同時に、使いやすさや安全性にも配慮する必要があります。また、使い方によっては、生活の豊かさを演出することができる場所であることにも留意します。

バルコニーの出入口に生じる段差は、次のいずれかに適合するものとする

- 180mm以下の単純段差
- 250mm以下の単純段差とし、手すりを設置できるようにする
- 180mm以下のまたぎ段差とし、手すりを設置できるようにする

バルコニーの手すりを外部に設置可能にし、内部は暖房器具・カーテンの支障にならない処理を検討する（手すりL=600mm）



二方向避難を考慮した隔て板の設置

隔て板は二方向避難を考慮して、消防法の基準により定める

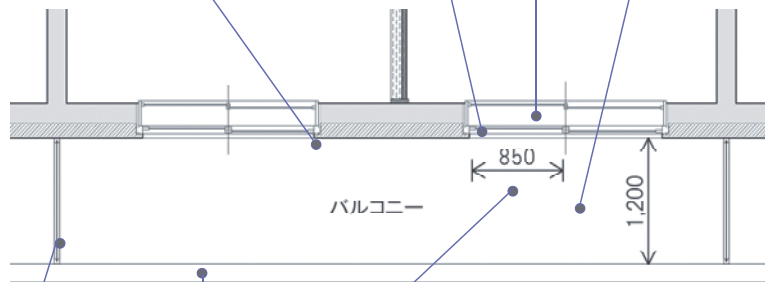


入居者が設置したスノコによる段差解消の例

バルコニーに出る居間の建具有効開口は850mm程度を確保する

水が入らないように工夫し、段差を100mm程度に抑える

防滑性を考慮した床仕上げとする



居間の前は介助付車いすが回転できる最低有効寸法1,200mmを確保し、二方向避難を考慮して、通路幅を確保する

物干金物は、高齢者でも使いやすい手すり設置型にする



手すり設置型物干金物